

## 平成21年知立市議会 6月定例会建設水道委員会

1. 招集年月日 平成21年6月17日(水) 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(6名)

永井 真人                      池田 滋彦                      高木 正博                      風間 勝治

中島 牧子                      田中 信好

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市長                      林 郁夫                      副市長                      清水 雅美

建設部長                      足立 光司                      土木課長                      稲垣 衛

建築課長                      山本 英利                      都市整備部長                      神谷 幹樹

都市整備部次長                      伊熊 竜彦                      都市計画課長                      塩谷 興信

区画整理課長                      高木 洋幸                      都市開発課長                      加藤 達

上下水道部長                      清水 清久                      水道業務課長                      岩瀬 晴彦

水道工務課長                      高瀬 季治                      下水道課長                      塚本 昭夫

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長                      坂田 広                      議事係長                      池田 立志

担当係長                      水藤 真人

7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

事 件 名	審査結果
議案第36号 市道路線の認定について	原案可決
議案第37号 平成21年度知立市一般会計補正予算(第2号)	〃

午前10時00分開会

○池田委員長

定足数に達していますので、ただいまから建設水道委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は2件、すなわち議案第36号、議案第37号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第36号 市道路線の認定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

○中島委員

少しお尋ねいたします。

今回の市道認定、八橋来迎寺5号線ということで認定をするというこういう提案がございます。

八橋の東部土地区画整理事業にあわせて管理者の負担金ということを出す根拠としてこの市道認定を行わなければならないと、こういう説明は本会議の中でありまして、理解をいたしました。

こういう認定をいたしますと区画整理以外のところもやるわけですが、これ、延長でいうと区画内が何メートルで、区画外が何メートルということになるのでしょうか。

○都市計画課長

この八橋里線ですね、都市計画道路八橋里線についての延長ということでございますが、全長で都市計画決定としては690メートル、そのうち知立八橋東部土地区画整理事業の中が、取り方はあるんですけど283メートルということです。区画整理よりも西側、駒場牛田線とのタッチまでの距離、これがおおむね200メートルぐらいです。

それから、区画整理より東側、安城市側ですね、これが大体207メートルぐらいということになっております。

以上でございます。

○中島委員

わかりました。これについては、区画整理の方については平成25年3月31日末で完了するという計画でありますね。一応予定としては、この道路についてもその範囲内で当然のことながら整備を

されると、こういうことですが、事業との関係で言いますと、この整備、今市道全体ですね、どういうふうな整備が順次行われていくのかということも明らかに計画をお聞かせいただきたいというふうに思いますが。

○都市計画課長

区画整理内におきましては、当然のことながら公共管理者負担金ということで用地等確保していただいて、その中で整備を進めていって、委員の言われるように、八橋の周辺のまちづくりの中でつくっていくと。

それで、それ以外については、これも本会議の方で部長の方からお話をさせてもらったかと思うんですけど、西側200メートルについてもまだ実施計画の中には入っておりません。今回は区画整理をやるということで、その中に都市計画道路があるということでありまして、その部分について今回事業化を進めていくということで、ほかの部分についてはまだまだ都市計画道路でやっている駒場牛田線も北の方から今、まちづくり交付金をいただきながら進めております。これが終わればまた次の場所に移っていくということでありまして、北から国道1号までの1本道を通さないと地区内に無意味に路線をつなげても交通量のはげかたもありますので、今はまだ考えておりません。

○中島委員

牛駒線の南北が旧国道というか国道までつながらないと、これを整備しても特別に交通量のことも含めて問題も出てくるので、現在は区画内の283メートルのみというのが計画であるということです。東側についても、結局は南北の牛駒が通らないと意味がないから、それも全体の牛駒との関係で事業計画をするということなんですか。

○都市計画課長

安城市側につきましては、まだこれも安城市の方から先につないできてしまうと交通量が安城市側のものがまだ整備されてない八橋来迎寺地区の方に流れ込んでも困ることがありまして、それも優先順位からいくと順位が低いのかなということを現在では思っております。周りの状況を

見ながら今後決めていく、段階的に整備をして決めていくことになると思います。

以上でございます。

○中島委員

そういうことかなと。特にその先もでてくるわけじゃないのでね、ここだけつくってもというそういうことで、実施計画もこれからいつにするのかということもまだ明確にはなっていないと。よく牛駒線のうんと北の方へ行きますとね、八橋農住の区画整理内だけはばちっとできてるけど南北は何もないというような形がほかの地域でも見られるわけですが、いつになるのかなということは必ず話としては出てくるということからいいますと、全体の見通しに対する説明というのはしっかりやっけていかないといけないんじゃないかなというふうに思いますけれども、その全体像についての説明という点ではどのようにされていくのか、この点をちょっとお聞かせください。

○都市計画課長

全体像と言われましても、実施計画にこれというふうにあがっているわけではありませんので、私なりに思いますのは、駒場牛田線が国道1号の前田の交差点から北進しまして、現在事業を行っている才兼池からカーブして衣浦豊田線ですね、そこへタッチしているということですので、その路線を部分的に今、工区ごとに決めてやっておりますけど、農住の地区はもう完了したと。現在やっているのが八橋周辺地区ということで、まちづくり交付金をいただきながらその先線をつないで衣浦豊田線につなごうということです。それが終われば、次は1号線の方から北進をさせて旧東海道ぐらいままで結びたいなということは、私個人的には思っておりますけど、そういうものを段階的に進めていって、そのときに周りの状況がどうなのかということを見ながら八橋里線についても検討が必要なのかなということを思っております。

○池田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第36号について挙手により採決します。

議案第36号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田委員長

挙手全員です。

したがって、議案第36号 市道路線の認定についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第37号 平成21年度知立市一般会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○永井委員

それでは、予算書の説明書の中の21ページの公園台帳の作成に関して少し質問させていただきます。

本会議の中でも質問がありまして、公園台帳というのが今までは遊具の台帳があったということで、今度この補正がついて今、県からも緊急雇用対策ということで樹木等の調査、位置とかそんなことも新たにつけ加わるんだと、そこまではお聞きいただきましたが、まずは今までの現行の公園台帳の中で、その遊具についてどういうことが書いてあるのか、その台帳にどういうふうに乗っているのか、もう少し詳しく教えてください。

○都市計画課長

台帳というのは、今までの台帳があるわけです。平面図がありまして、その中に遊具を落としてあると。それから、遊具に関しては、それぞれ設置年月日がありまして、何が入っているかと公園ごとのものは台帳にきちっと記載されております。

今回の中では、立木ですね、木については成長してくるということがありまして、はっきりいえ

ば公園回っている間はあの木がどこにあるということぐらいはわかるんですけど、台帳上でこの木が何の木で、どのぐらいの高さで、太さはどれぐらいで、どこに位置するんだということが住民の方から入ってきてもなかなかわからないということがありまして、今回こういう雇用創出という事業がありますので、それを利用させていただいて今回のこの事業によって台帳の方の充実をさせていきたいということで今回あげさせていただきました。

○永井委員

ちょっと分けてお聞きしようかなと思ったんですけど、一遍にお答えいただきまして、ありがとうございます。

現行の方ですね、設置年月日を書いてあると。例えば当然いつに補修したとか、塗りかえをしたとかそういうことも書いてあるわけでしょうか。

○都市計画課長

今までのものであれば、そこまでの整備というのは、私は承知しとる限りないと思います。今後は、そういう公園の中の遊具1つ1つについても、いつ修繕をして、いつ塗ったんだということを細かくやっていく必要があるのかなと。公園の方の遊具も、やっぱりある程度使用年数がくるとそこらじゅうが傷んでくると。確かにその点検はしてはいるんですけど、やっぱり遊具は新しい方が不具合もないということがありますので、今後はそういうふうにしてきたいと思っております。

○永井委員

それでは、点検は遊具にしても樹木にしても、どれぐらいのペース、年に1回とか2回とか、何年に一遍とかで行っていますか。

○都市計画課長

点検は毎年行っております。その中で、去年は機械を使ってそれぞれ塗装の厚みをはかるだとか、金属の厚みだとかね、あと遊具をたたいて調べるとかいうことでやっております。

ことはちょっともう少しグレードを上げて、公園施設利用協会の方の指針に基づいたものでやっていますかということをお聞きしております。

○永井委員

そういうふうで遊具の方は年に一回点検して安全が確保されていると、そういうふう理解します。

樹木の方ですね、今度新たに点検するという樹木の方の例えば昨年ちょっと点検してもらったんですけども、うちの自宅の目の前に東栄公園というのがあります。東栄公園に2本非常に高いメタセコイヤが立っております。これも私は子供のころはあんなに高くはなかったんですけど、多分ここからでも見えるぐらいの2本高い木が立っております。こういうのが、例えば地震、台風等々で倒れちゃうとかそういう心配がないようなそういった診断というふうな言い方されるらしいんですけど、樹木診断というのが今回のこの調査に加わるわけでしょうか、どうでしょうか。

○都市計画課長

今回は、その診断までは入ってなくて、樹木の公園のところのどこにどういう木があるのか、位置、太さ、高さ、はばり、樹齢というものをやるものですから、これが今言われたように、地震のときだとか雷だとかそういうものに影響ないのかというそういう診断まではちょっと考えておりません。

私も今、委員の言われた東栄公園については、防災のときに窓から見ておったら、相当メタセコイヤが揺れているということがありますので、ちょっともう少し、中学校にもメタセコイヤが大きいやつがあるんですけど、樹木としては根も張って耐えるとは思いますが、ちょっと揺れが大きかったものですから、それもちょっと今、検討しようかなと思っております。

○永井委員

樹木の診断というのは、聞くところによると、そう毎年やる必要もなくて、1回やれば大体何年はもつよとかそういうことがわかるというお話を聞きましてちょっと調べたんですけど、聞いております。

そんな中で、公園台帳とはちょっと話がそれますが、やはり樹木の朽ち木というんですかね、そ

うということのある樹木はあっさとり伐採するとか、そういうもののいい機会だと思います。今回この公園台帳作成して樹木の位置、高さ、太さを調べるところで、これをきっかけに一度知立市内の公園の樹木の診断というのを、余り低くて別に影響ないよというのは別ですけども、ちょっと高く揺れてるような木は樹木の診断をお願いしたいと思います。今後そのように前向きに検討していただけるかどうかお願いします。

○都市計画課長

緊急雇用ということで、せっかくお金がついてくるであれば県と一回ヒアリングですね、そういうものが緊急雇用の対象になるのかどうかということもありますので、一回その辺を聞きまして、できるものであれば診断行為もその中で委託の事業ということで入れさせてもらいたいと思いますけど、一回ヒアリングで上位団体に聞くということをお願いしたいと思います。

○永井委員

ありがとうございました。樹木の点に関しては、ちょっと安心しております。

その中で、先ほど現行の公園台帳が遊具のいろいろなものがあると、台帳に載ってるということですが、公園の設置しているトイレというのはこの台帳には載るのか載らないのか教えてください。

○都市計画課長

トイレの位置は現在の台帳の中で施設の中で、新しく図面の中に入っておりますので、今回のものに入れるということは考えておりません。

○永井委員

ありがとうございます。大体の公園台帳の中身と今後のことはわかりました。

それで、確認なんですけども、今回この緊急雇用対策でこの樹木の診断もするということですが、これは今回のこの県の事業がなくなっても当然続けていくわけですよ。確認だけお願いします。

○都市計画課長

今回やって診断を仮に認めていただいた場合、今後はどうするのかというそれがどのぐらいのス

パンでやっていけばいいのかということもありますけど、危ないかどうかというところは10年とかそういうサイクルでいいのかどうかわかりませんが、様子を見ながらということにはなるかと思えますけど、危なくないように進めていきたいと思えます。

○永井委員

わかりました。

それでは、もう一点、向学のためにお聞きしたいんですけど、この公園台帳の中に駅前広場はあるのでしょうか。

○都市計画課長

知立の駅前広場については、現在の公園台帳の中に位置だとか何があるかというおおむねのものは把握しております。

○永井委員

駅前広場も私の感覚では一種の公園だと思っております。それで今そういう台帳もあるということですので、当局側も一種の公園であると。確かに遊具とかはないですけどね、噴水とかベンチとか置いてありますので、高い木もありますので、そういうものを管理は行っていただきたいと思うんですが、例えば公園の場合、愛護会の方たちがいろいろ公園のお世話してもらってますけども、駅前広場のあの一角に関しては、どなたがどのように常に平生の管理をしているのか教えてください。

○都市計画課長

駅前については、現在私の方はシルバーにお願いしております。ごみ拾いの方をちょっと土曜、日曜日はできないんですけど、それ以外はごみ拾いを一年中やっていただいております。

○永井委員

ごみ拾いの件に関しては、私も駅のすぐそばで商売やっておりますので、見かけております。それで、いつもあいさつさせてもらってます。

駅前広場の今後のあり方はずっとシルバー人材センターのごみ拾いだけでいいのかどうか、私ももう少し勉強させてもらって9月に質問させていただきますので、またそのときよろしくお

願います。

質問を閉じます。

○中島委員

今、公園の関係がずっと質疑されましたので、私も公園の点からお尋ねをしたいというふうに思っています。

今回の緊急雇用、これは今、説明にあったとおりで、台帳作成するためのものということで失業者をある一定の割合できちんと雇用をしていただいで緊急雇用対策に供すると、こういうことになっているわけでありませうけれども、この期間というのは、いつからいつまでということと、それから何人というもう一度確認をさせていただきたい。

どの程度の人件費というふうにこれになるのか、1人当たりの人件費、この点はどうか。

○都市計画課長

今回の補正でやらさせていただいたのは、7月以降の方について緊急雇用ということでホームページにも出させていただいた。刈谷のハローワークにも求人を出させていただいたということで、私の方の受付の方は、結構たくさん来ていただきまして、これで76名ぐらいの方が来ていただいたということで、またこの中から1人7月以降に働いていただくということになります。

人件費については、週4日を考えております。賃金については、定められた所定の金額ということですので、掛け算していただければ、おのずと金額が出てくると思います。

○中島委員

これ、委託業務というふうになってますよね。公園台帳作成委託業務ということになっているんですが、この緊急雇用、今の話ですと直接募集して、その方については雇用するということですか。

○都市計画課長

説明が不十分で申しわけありません。

公園台帳の方は、業者の方に委託をします。その業者の方には緊急雇用でやってもらうべきことを説明して、契約書の中にもそういう旨のことを書いていただいて発注して、そこでその業者が取れば緊急雇用で人を入れてもらうということにな

ります。

私の言ったのは、公園パトロールの方で、これは直接雇用でやっております。

以上です。

○中島委員

パトロールについては臨時職員の方の賃金ですね、こちらということですね。現在2人の方がやっていたらいいんですけども、この方たちをもう一度7月以降、もう一度ということはないですかね。メンバーも変わるんですか、先ほどの話だと。76人の応募というのはパトロールの方の応募ですか。76人みえて2人ですか、1人だけになるんですか。今は2人でやってみえますよね。今は2人でペアでずっと公園回ってますけど、これからは1人だけになる。これはどのように今までの仕事と変わるんですか。

○都市計画課長

ちょっと変則になってまして、4月から本来でいくと2人ということにはなるんですけど、1月から始めてこられた方がいまして、3月31日で2人みえまして、1人がやめられたと。1人の方が継続させていただけないかということがありましたので、半年以内ならということで3カ月間延伸させたと。もう一人の方については、別に4月から入っていただいて、半年いくと。だから3カ月ちょっとずれるわけですね。今回は1人ということになります。

以上です。

○中島委員

実質的にいうと2人で仕事をするというね、パトロールをやるということでね、車に乗って出かけてパトロールしてくると。

このパトロールについては、先ほどの台帳とは全く無縁のものですか。木をチェックしたりする仕事は全く入っていないと。このパトロールの方たちは、ごみの問題とかいろいろ前に説明受けたと思いますけどね、どのような仕事をやっていただくのか。

そして、今までも半年やってきたわけですが、それについて、どのような整理と対応がな

されたのか、この点についても明らかにしてください。

○都市計画課長

現在の今までやってきていただいた方、ブラジル人の方なんですけど、最初のうちは言葉もわからないし、どこの公園というのもわからなかったものですから、市の職員がついて一応公園ですね、何々公園ということでこの番号で何々公園と示すようにしてきたと。

今は2人で公園を回っていただいて、内容的には軽い剪定もしていただいたり、ごみも拾っていただくと。それから、粗大ごみがあればそれも発見してもらおうと。トイレの方も汚い場合は、申しわけないけど、そこもきれいにしていただく。結構毎日というんですかね、週4日回っていただいていますので、なかなかよくなってきたのかなということは思っていますけど、回っても回っても仕事がなかなか、回った途端にまた何か仕事が出てきちゃうみたいなもので、なかなか大変だなということを言っておりますけども、内容的には一生懸命やっていただいておりますけど、通常書いてあるごみ拾い、施設の点検、除草ですね、剪定、ホームレスがみればそういう方の確認ということでやっていただいております。

以上です。

○中島委員

こういう中でやっていただいているので、とてもトイレも汚れていれば清掃もしてきていただくということで、大変ありがたい仕事をやっていただいているなというふうに思いましたが、これは市内一巡するというのは何日でやるんでしょうか。全体を回っていくというのは、どのぐらいの間隔になるんですか。全体の今のトイレの問題、いろいろ問題になってるのでちょっとその辺聞きたいと思うんですけどね、これはどのぐらいのスパンで全体が回れるんですか。

○都市計画課長

全部がどれぐらいで回れるかということになりますと、一つの公園で何かあるとそこで時間くいますので一概には言えないんですけど、何もなけ

れば週4日ありますから、2週間もあれば全部の公園は大体回れるのかなということを思っていますけど、これは感覚的な感じで申し上げておりますので、書類でこうなってるという話ではありません。その場その場で汚いところがあれば、そこを集中的にやるということもありますので、御理解願いたいと思います。

○中島委員

愛護会というのものあるんですけども、そういうことも含めて全体を回ってみえたという、こういう理解でよろしいですか。

○都市計画課長

今までの愛護会がやっていただいているトイレ清掃ですね、それはそれでやっていただいています。それから、シルバーでやっていただいているのもそれはそれでやっていただいていると。そういうものの中で、手の届かないところを公園パトロールというこういう事業を使いまして、何かあればそこへ緊急的に行って清掃もできるというスタイルをとっております。

○中島委員

大変ありがたいなというふうに思うんですね。トイレについては、私どもの方の昭和地域の公園には、6号公園とかありますけども、公園にトイレがないということで、今年度から4丁目から順番にですね、3号公園ですけど4丁目から順番にトイレが設置される計画が一応発表されております。私は3丁目で2号公園というわけですけども、桜がとてもきれいで、花見を毎年町内会で行います。トイレがないということで、お酒飲むので何回もトイレに行きたくなる人が席を立てて遠くまでいくということなんですけども、ほしいなという話と、トイレの清掃は責任が持てるのかと、愛護会で。汚れたりするということがあれば、とても責任持てないから家が近いんだからそんなものはなくてもいいと激論になっちゃって、お酒も入ってけんかになっちゃった。絶対要らんという派と絶対ほしいという派と大激論。要は、きれいなトイレならほしいんでしょという話をしてさうだと。きれいなトイレがもちろんほしいん

だと。でも愛護会では十分には管理しきれないということを愛護会の人たちは言うわけですね。そこまでの責任は持てないということで、安城は毎日シルバーが全部トイレの点検をして、汚れてれば清掃をしてというそういうスタイルであれば、とても気持ちのいいトイレというふうにはなるんですけども、1日おきとか3日に一回とかかっていっていると、その間に汚れたものは、とても清掃しにくくなるので大変ということで、じゃあ毎日安城方式でやってもらえるのかということが出たり激論になりまして、その場では決裂した状況になってしまったんですね。頼むよと言われたんですけども、どういうふうにするかなという非常に現実的だけでも長い年月かけて町内では話し合ってきた。今までつくってこなかったという経過があったんですけど、いよいよつくるならばという話で、そういう激論になってしまったという、こういうことなんです。

公園パトロールというのがそういう機能をこれからも果たしてやっていけるのか、継続して果たすことができるのかどうなのか、その点、粗大ゴミが落ちてたらとかいろいろなことも報告してもらおうというような話がありましたけども、このパトロールというのは、とてもそういう意味ではいいものだし、即刻対応ができるというね、公園のすぐやる課みたいなのところがあるんですけども、そういったパトロールの仕事というのを緊急雇用の一時的なもので終わらせるのか、今後もやっていくのかということは大変気になるところなんです。その辺はどういうふうにお考えなんでしょうか。

○都市計画課長

当初は私たちが公園パトロールということでやっていくについて、雇用に関してやっていくということで進めてきたわけでありまして、雇用が終わっちゃうと予算的にもなくなるということは目に見えているわけですね。これを続けていくということは、やっぱりお金のかかる話ですので、今回限りということで割り切って今回の雇用創出ということで進めているものですので、ことしやっ

て来年も何とかやっていきたい。3年はせめてやりたいなという思いはありますけど、今後についてどうだと言われると、そこについては従来型に戻るしかないなという気持ちになるというんですかね、ならざるを得ないという現状ですね。

以上です。

○中島委員

この期間切れたら今は考えがないというのが答弁だったのかとは思いますが、このパトロールの成果という点でいうと、今、活動報告を聞くだけでも成果は大きいんじゃないかというふうに思うんですけども、まだ半年じゃその成果というふうにははっきり言えません。

○都市計画課長

成果というまとめたものは、まだ持っていません。毎日その公園行って悪いところは写真を撮ると。係に報告するというので、それを決裁を受けてやっておるということでありまして、数的にどうのこうのとどこまでいきませんが、例えばごみを拾って、またクリーンセンターへ持って行ってもらうというその辺もやっています。それから、放置自転車があると、その報告も受けております。

だから、やっぱり2人入っているということですので、結構やれてるのかなということを思っております。

○中島委員

今まで市の行政的にはなかなか手の届かない分野をね、かゆいところに手が届くというような形でパトロールの方たちが動いていただいていることは大きな成果が私はあるというふうに思っています。それをどう受けとめるかというのは行政の方ですけども、例えば私どもの4号公園、つまり花の木幼稚園の横にある方ですね、あそこは遊具だとか道路との境に鉄のパイプでガードがかわいい色を塗ってあるんですけども、それらのペンキが激しくはがれているんですね。遊具もです。激しくはがれている。だけれども何の対応もないのかなという。

聞きましたら、写真は撮って報告してあります

とおっしゃってました。ちょっと聞いてみたんですね。はげてる場所なんかはどうなんですか。そしたら報告してますと。そういう報告に対して、すぐに対応をとられるのかなというふうに思ってるんですけど、あまりお金が要るようなことはあれこれ報告してほしくないなという立場なのかどっちなのか、先ほど遊具の点検、毎年一回ということでありましたけども、ペンキ塗り等についてはどうなのかと。あれだけはげてるのに。5丁目にあります4号公園は、とてもたくさんの子供が遊ぶところなんですね、あそこは。幼稚園のすぐ横ということもありまして、たくさんの方が使う一番にぎやかな公園なんですね。そこが遊具がとてもはげているという状況なんですけど、この公園パトロールでの報告と、その辺の認識、対応はどうですか。

○都市計画課長

塗装ということで、各公園の中に遊具もたくさんあります。その中で、確かに塗装のやりきれてない部分もあるわけです。今までのを見ると、塗装が大体年間予算で300万円ぐらいこのところあがってるんですけど、ことしは300万円、その前が20万円ぐらい低かったかな。毎年上げてはいるんですけど、その中で、全部を一緒ににはできませんので、ある程度計画的にやってるつもりであります。塗装は大体、もっと早いとほんとはいいんですけど、10年ぐらいを目安にやってると。その前にリニューアルというのがありますので、そのリニューアルでかかればリニューアルの方で塗装も一緒にその公園はきれいにしていくということを思ってます。

ですから、今言われた4号公園は、実施計画の中でリニューアルの方で入ってますので、その実施計画にあわせてやっていきたいと思っております。

○中島委員

リニューアルは、この場合いつになりますか。

○都市計画課長

今の予定でいきますと、平成23年ということになっております。

○中島委員

平成23年までは今のはげはげでいってくださいということになるんですかね。ほとんどはげはげですよ。一回見ていただいた方がいい。

リニューアルという大規模改造的にやるのかわかりませんが、例えばあそこを今、築山がありましてね、大きな土管があって、土管であるし、それから山になって滑り台にあってというね、そのところはコンクリートでこうなってるんですけど、撤去しちゃうんですかね。撤去しないものじゃないかなと思うんですけど、ああいうものだったら。築山があってトンネルがあってというものは、そういうところについては、リニューアルの対象でないものであるならば、早目に塗装した方がいいじゃないかという思いますし、外に飛び出さないように子供たちが、こういうふうにU字で、Uの逆さまでですけどね、ずっとパイプがあるんですよ。それもはげはげで、あれは撤去するんだったらいいですけども、違うものにするならね、あのままだとさびて中までだめになるよということが私は言いたいんですけど、今やらなければ使物にならなくなるようなものだったら今やらなきゃいけないというふうに思うんですね。ずっと周りはこういう鉄の細いパイプで囲いがしてあるんですね。そういうものは早くやっておかないと、さびて穴が開いちゃうんじゃないかと。

だから、リニューアルという大きい計画があれば一切何もやらないということじゃなくて、多分パトロールの方も一応写真撮ってみるんじゃないかと思うんですよ。そういうものを生かしてね、しょうがないな、これは緊急雇用だから一応やったよというだけでね、その中身を十分吟味しないというのはもったいないですよ。その辺きちんとやっていただけますか。

○都市計画課長

確かに公園の中たくさんあります。塗装の悪いところもあるわけですけど、例えば、ことしやったところをちょっと御紹介させていただきますと、昭和2号、東新切、城下公園、大林公園、山屋敷小公園、向田小公園、富士塚小公園、尼子田とい

うことで、予算のある限りそういうパトロールの中で、どうしてもひどいところはポイント的にやる場合も当然あるわけですし、状況を見て、これはひどいなというところがあればリニューアルを待たずにやるということも考えられることとなります。

#### ○中島委員

そういうことになるからパトロールというのは、道路のパトロールもそうですけど、穴ぼこが開いていて車両がそこで脱輪して損害賠償を請求されたというようなこともありまして、道路のパトロールも大事と。公園のパトロールもそういう意味では、ほんとに瞬時に何か問題があったときには、瞬時といっても4日間かかるという話ですけどね、全体ではね。2週間で全体を回るというわけだから、余り瞬時といえるかどうかわかりませんが、たくさんありますから。ですから、そういうパトロールというものが機敏な対応につながるということは当然のことで、単なる市民からの通報を待っているというものではやっぱりだめだと思うんですね。そういう意味では、今後も公園パトロールというものの位置づけというものは十分に吟味していただきたい。緊急雇用だからといって一生懸命何かあるかなと思って、多分頭をひねっていただいてね、この仕事をやろうと。でもやっぱりそこには価値があるから担当者の皆さんが編み出した仕事というふうに私は感謝していますよ、これについてはね。公園パトロールという仕事ができたとすることは、雇用だけでなく、いい公園をつくっていく、保っていく、こういう上では非常に貴重な仕事を生み出していただいたということで、これ、期限が終わったら考えておりませんでなくて、いい仕事は方法論いろいろあるとは思いますが、きちんと位置づけてやっていただきたい。公園で何か事故があったり、ひどい状況があったりしてはならないという立場から、道路パトロールというものを常時やるということと同じように公園パトロールというのは、安心・安全ということを常に行政は今掲げていらっしゃるわけですから、ぜひ継続をしていただきたい。

ホームレスの話もありましたけど、ホームレス排除という単純な形は私は言いたくありませんけれども、しかし、公園の安全・安心ということについてみると、そういうことも含めて市民の皆さんはいろいろ言ってみえるわけで、実情はやはりきちんと把握する、このことが大事だというふうに思いますので、もう少し期間がありますので、これはぜひ検討していただくいい仕事ではないかというふうに思います。市長、いかがですか。

#### ○林市長

公園パトロールの件でございます。公園は、私はほんとに市内にたくさんあるわけでございますが、この安全面、そして快適性、そして衛生的なそういういろんな視点が公園には求められるなという思いがあります。

そうした中で、公園、いわゆるその中でも小さな公園ですね、今、御披露いただいた昭和6号みたいな形じゃなくて、今、2号とか3号とかおっしゃられた小さな公園、地域の公園は地域の方々がかわいがっていただける、そんな形で管理運営というのが私は理想ではないかなというふうに思っております。

そうした中で、知立市においては、愛護会という制度があるわけでございます。そして、その中で、またシルバーの方もやっていただいているという。そして今回はこのパトロールという形でやらせていただくわけでございますが、基本はやはり地域で最寄りの身近な使ってください、愛してくださいの方々が、みんなで安全な公園、快適な公園、そしてきれいな公園をつくらうというそういう空気を、雰囲気は何とかつくれんもんかなという思いはあります。そうした視点で、公園の維持管理はいついけなかなという思いがあります。

一方、この今パトロールの話であります、これについても愛護会、そしてシルバーの視点ではないところで何かこのパトロールやることによって効果が出てくるということもあろうかと思いません。今、議員御指摘いただいたように、効果を見て、このパトロールの効果を、成果を一度検証し

て、これがほんとに愛護会とかシルバーの管理とないような視点で成果が出たというものがあれば一度緊急雇用終わってからもやるかどうかは検討していきたいなというふうに思っております。

○中島委員

基本は地域管理だということを強調されて、パトロールの成果もあればと研究課題にするというね、検討すると、こういうちょっと一般的だなという気がしましたが、効果、成果を見てしっかりと検討するという事ですから、その辺は担当の方で、効果、成果、これをきちっとまとめていただくということが必要かと思えます。まだ少し先がありますのでね、その辺を留意してやっていただきたいというふうに思えます。

トイレの清掃は、現在パトロールはない段階で、やはりトイレは余り使いたくないという意見がたくさんほかのところでも聞かれます。シルバーの方をお願いしてやっていただいている部分も書いて、いついつやりましたというメモがありますけども、安城市で毎日というふうではありませんね。安城市は毎日全部のところをやると。地域に住んでいらっしゃるシルバーの方が、私はこの公園とこの公園をやるから公園担当者というふうでね、そういう地域の方がシルバーでやっていただく。やっぱり愛護会だと大変限度があるなど。とても熱心な人がいるところはいいけども、まだそこまですべてで愛護会だとできなくて汚いままということで苦情があるということにもなりかねない、そういうことですので、トイレの清掃について特に改善点が今後あればね、一つは私は助かるなどというふうには思いますが、その点もトイレの管理という点で、今、シルバーのやっていらっしゃる方法でよいと考えていらっしゃるのか、その点も伺っておきます。

○都市計画課長

私どもの方の気持ちとしては、愛護会の方が活発でやっていただけるのであれば、そちらの方に本来はシフトしていただきたいというふうに思っています。そのところでやりきれないというところについてシルバーに入っていて、現在ですと

月10日ぐらいに入っていますね。使用の多いところだと昭和6号については月14日ぐらいシルバーに入っていていただいているということですので、身近な公園ですので、本来の趣旨からいけば地域の人たちが大変やりにくいことはあるんですけど、トイレをきれいにしてもらって、自分たちの公園という意識を持っていただけるとほんとはありがたいんですけど、やりきれないということであればその辺は市の方も相談に乗るといいますかね、シルバーを入れていくということになるかと思えます。

○中島委員

今ここで決着がつく話ではないと思えますし、愛護会もさまざまだなというふうには思いますが、現在は我が町内はトイレがないということで木の葉っぱの清掃とか、公園に集まって草があればということがありますが、除草剤まかれるので草は余り生えてないんですけどね、これもちょっといろいろ異論がありますけど、大変ということもあるんでね、そのところが現状はそうなっております。葉っぱだけ集まって、土曜日に午前中集まって、葉っぱの多いときは全町内の人たちが、全といっても大変葉っぱの多い時期、桜の木が大きいので、ですからいっぱい、全部の組が交代で全員対象で行って掃除するんですね。それでもありあまるほどの葉っぱがあると。週に1回ですけどね、それはということで、愛護会だけでは全然手に負えないので、全区民で清掃してやっています。でも全区民でトイレ掃除も順番表なんてつくったらちょっとブーイングが出ちゃうかなという地域とおっしゃいますけども、やはり市の管理者としての責任だろうという話も出てきますので、これは愛護会の熟成度ももちろんあると思えます。ボランティアのそういう参加型の、でも市がお金省くためにやってんじゃないの、これはというふうにも意見も出てきます。だからやれる範囲、やれない範囲ありますので、やはりトイレの清掃だけは常に気持ちのよいトイレというふうになるように私はシルバーの基本としてはシルバーがボランティア有償ですよね、有償ボランティ

アですよね。安い金額でやっていただいている、そういうところも強化するという形で基本はもっていただいて、あと葉っぱの清掃とかいうのは地域でいこうかねというふうにもなりますので、いいとは思いますが、トイレだけは綿密なものが清掃がほしいなというこんなことですので、これはぜひ今後の検討ということをお願いをしたいというふうに思います。

それから、公園のことは、先ほどの台帳の関係は委託業者に依頼していくわけですが、委託業者の中で、ここは2人でしたかね、失業者を何人雇うんですかね。

○都市計画課長

2名になっております。

○中島委員

それは向こう側が賃金とかは設定するということなのか、例えば知立市が臨時職員で雇う賃金ありますよね。今、公園パトロールの賃金がありましたけども、こういう方たちと同じような賃金を支払っていただけるようなそういう契約をお願いするということがどうか、その辺の待遇についてお答えください。

○都市計画課長

待遇面のところまでは調べないとちょっとわかりませんが、先ほど言いましたように、公園の台帳委託ということで、あらかじめその入札に参加していただく業者に緊急雇用の話をさせてもらうと。その中で入札にさせていただくということになります。

賃金については、幾らということまでは私の方は承知しておりませんが、一般的な数字なのかということも思っていますけど、ちょっとこの辺は、私の方が答える資料を持っておりません。

○中島委員

失業者を救済するというような意味合いでこれはつくられる事業ですので、その辺もしっかりフォローしていただかなければ、仕様書の中で知立の賃金はこうなんだということで比較してやっていただくということが当然じゃないかと思うんですね、その点。

それから、台帳づくりの方は、何か月この方は雇用されるのでしょうか。

○都市計画課長

雇用の方は2名ということで、雇用就業期間というものが52日ということになっております。想定される日数ですね。

○中島委員

じゃあ、先ほどの賃金の方、パトロールの方は時給ですか。時給で幾らですか。

○都市計画課長

時給で1,390円ということで、臨時職員の賃金ということですね。それで一般作業員ということで時間当たり1,390円ということでございます。

○中島委員

ですから、2名の方の今の台帳づくりにかかわる方についてもね、直接は自分たちが市が台帳づくりをできないので委託をするわけですが、この雇用に関しては、緊急雇用で同様な対応がとられるように、やはりしっかり相手方に言ってくださいよ。当然そういうことも含めた委託契約ということになるわけですよ。仕様書をきちっとその辺を書いて、緊急雇用なんですから、これは。750円で結構と、こういうんじゃないかと、失業者を今救済する。生活保護の方へどどどと流れないように仕事を確保してもらうということの手だてなんですよ、これ。1カ月でも2カ月でもちょっと頑張って正規の仕事を見つけてくださいと、こういうことなんですから、そんな安月給でね、これじゃあやっぱりこれもらいながら生活保護ですねと、こういうことになってしまうんじゃないんですよ。ですから、その辺は59日間で、ある意味たかが知れてるわけですが、この辺はきちんと確保していただくということが必要ではないかと。どうですか。

○池田委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○池田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市計画課長

賃金につきましては、一般的にやる求人ですね、ハローワークの方へ、例えば公園の道路台帳整備ということになると、取った業者がハローワークへこういう求人をしますということで、その求人の中に単価賃金等が記載されていると。それを見て応募が来ると。それで進めていくということになります。だから、金額についてこれだけというものはちょっとわかりません。ですから、その先については、ある程度県の方にも聞きながら、この単価が妥当なのかどうかというのは聞く必要があるのかもわかりませんが、この金額でというものは承知してないということです。

○中島委員

これは不明道路の調査委託料の中にも同様の問題が生じると思うんですね。両方ともそういうハローワークで失業している方の求人というハローワークで求人するというで行うわけですが、特に委託料の中では、その辺の条件を示すということは全くしないということですね、今の話だと。賃金はこのぐらいというふうなことは、このぐらいは確保してほしいということは全く仕様書の中には書かないと、こういうことですね、今の話だと。わからないということはどういうことですか。

仕様書を一般的に書くけれども、業者が幾らで雇うかは、それは業者の勝手というのが常でありますけれども、しかし、今回についてはこれを下回ってはいけないというぐらいのことをやってほしいというふうに思うんですね。不明道路も含めて同じように。いかがですか。

○都市計画課長

これも県の方に一度ちょっとその辺のことも聞きながら進めていきたいなとは思いますが、私の方が試算的に出してる数字だと日数的に少ないものですから単価的には高い数字にはなってるんですけど、現在の今時間当たり1,390円ですか、この辺をにらんで、それよりも上にしないとちょっとそれはまずいなということを感じております。

だから、その辺を考えながら一回愛知県の方に相談をかけて、不合理のないように進めたいなと思います。

○中島委員

何で愛知県に相談しなければいけないのかちょっとわからないんですけど、市が発注するわけですからね。県を通して発注するわけじゃないでしょう。市が発注する。これは入札はいつごろを考えようとしている、予算通ったのち。その入札に出すときに条件として書いておかないと、各業者がそれを前提に落札するというようなその2名ですからね、そんなに大きな違いが出てくるわけじゃないんですから事業費からしたら。でもやはりそれを条件にすべての業者がそれを前提で受けてくれるというふうな仕様書をつくっていくべきだと思うんですね、今回ね、緊急雇用ということですからね。その辺はどういう意味で県と相談かわかりませんが、どうですか。部長どうですか。両方のあれにかかわるんですけど。

○建設部長

私どもの方は、不明道路の調査という関連になってくるんですが、何分愛知県の要綱に従いますが、この事業を行っていくというのは、まずベースがございまして。その愛知県の要綱をその中にも補助率が10分の10という形で県から支出がされるという形でございまして、まずベースはその愛知県の緊急雇用の創出事業補助金の要綱に当然ながら従って事業は執行していかなければならないというのがベースにあるというのか、考えております。

本会議のときにも私ども答弁させていただいたんですが、基本的にはそれらにかかる人件費等も全体のその事業の人件費にかかる費用も委託の契約の中に表示するような形でということで、おのずからそれらが単価というところまではいかないんですが、全体の人件費割合とか離職された方の雇用が4分の3以上とかですね、そういう条件も要綱の中にございまして、それらを把握するためにもこの委託の契約書の中にはそういった部分が割合として表示をしなければならないというの

は要綱にもなっておりますので、それに従うような形で発注というのがなくなっていくのではないかと、というふうに話しております。

○中島委員

都市整備部長もみえますけども、基本は同じということだと思うんですね。非常に複雑に答えられて、雇われる方が、やはりきちんとした給料の保障がされるようなものになるかどうかということは、やはり心砕いて、そういう形でやれるかどうかという立場で相談をしていただくということで、ぜひお願いしたいというふうに思います。この点については以上です。

不明道路の調査の内容について確認をさせていただきます。

知立市の路線が2,427あると。4メートル以上の路線が443だと本会議で説明がありました。2項道路は609ですか。今回は2,427のうち、2項道路4メートル以上道路が今の数字であると。今回の不明道路の調査の対象は548路線ということでよろしいですか、いいですか。827路線というのもちょっと本会議で言葉が出たんですが、これ全部足すとちょうど2,427になるものですから数字としては合うんですが、827路線というものがこれ何なのかということと548不明道路ということでもいいのか、ちょっと確認をさせていただきます。

○建築課長

ただいまの質問で、42条の2項道路ですね、609路線ということで、今回の事業は400路線ということで考えておまして、ただ、その取り方が延長されたものを分断で数えているものも含めますので、そういった形で400路線というふうになるわけでございます。

それから、827路線を判定しましたということで、これは42条の2項道路、609路線及び建築基準法の道路でない道路が827ということでございます。

548は全体が先ほど2,427路線ということで、そのうち差し引くと48路線、調査を終了した段階で不明道路が548路線というような状況ですが、ただ、この路線というのは先ほど申し上げたように、

一つの路線で重複するものがありまして、私の方は延長が長いとかそういうような路線を含めて、ほぼ548路線を400路線で調査すれば大体網羅できるのかなということで、今回委託の内容については400路線ということでさせていただきました。

○中島委員

400路線ということですが、先ほど548というものを全部包括したもので400というふうにみなしてやると、こういうことですね。

これは4カ月間かけてやっていただけるといっね、スケール調査、測量をエクセルでその内容をまとめるという仕事をやっていただくと。これはしっかりやっていただきたいということだと思います。緊急雇用じゃなくてもほんとはやらなきゃいけない宿題をここでやってもらうということですよ。ずっと懸案事項。狹隘道路のうちが建ってて、昔、昔その昔建っていて、建てかえようかなと思ったときに、これだめですよ。これは42条の2項道路でもないし、道路ではないと、こういうふうになっちゃって、家が建てかえられなくて困っていると、こういう人たちがいますよね。何件が私どもも相談を受けてかかわったことがありますけども、にっちもさっちもいかないようなこういう問題がありまして、42条の2項道路というふうに認定されれば晴れて家が建つと、こういうことになるんですね。

○建築課長

建築基準法の道路ということで2項道路に認定されれば建築されるということでもよろしい、いわゆる質問者の言うとおりでございます。

○中島委員

4カ月間でこれはしっかり完了できるということで見えらっしゃるのかどうか、その暁には、今困っていらっしゃる方が救済されるようになるのかどうか、その辺、手続上はどうなんですか。

○建築課長

ただ、2項道路でないと認定されることによって、やはり今、質問者がおっしゃるように、建築が建たない、いわゆる2項道路でない道路ということになりますと、そういった建築基準法上、違

法建築というふうにならざるを得ない。いわゆる申請をしても接道されないというふうになりますので、そういった問題が調査によって2項道路にならない場合は、そういった問題点が生じてきます。

○中島委員

運命の分かれ道でね、42条2項の道路ですよと認定されればいいけども、認定されなかった場合にはもう家は建ちませんと、こういうことに机上では言うわけですね。現実には家が建ってて、かなり昔から建ってて、その当時はこれでよかったんだということね、よかったというか追認された形で建ったわけですけど、それがだめだと。このところはどういうふうなこの調査で分かれていくわけですか。

○建築課長

業務内容で道路の幅員、これが2項道路というのは、いわゆる通常ですと建築基準法の道路は幅員が4メートル以上のものとされておりまして。その42条の2項道路については、幅員が4メートル未満の道路も特定行政庁、知立市の場合は県になります。そこで県が指定したものは幅員が4メートルあるものとみなすと。だから4メートル未満でも県がそういった指定をすれば2項道路として取り扱う、その条件が行政庁の管理に属する幅員1.8メートル以上4メートル未満の道路ということになります。

ならない道路とはということでしたよね。いわゆるその逆で、2項道路に該当しない道路、県が指定してない道路、それから2項道路、1.8メートル未満の道路ということになります。

○中島委員

1.8メートル以上は準市道のような形で知立市がやってるよね。県の指定というのは、その準市道というような形ということですか。それにも該当しない1.8メートル未満が2項道路にも該当しないと、こういうことですか。

○建築課長

そういうふうに理解しております。

○中島委員

そしたら、1.8メートルあるかないかだけの調査ということ。

○建築課長

幅員と現場写真、起点と終点ですね、そういったものはかって調査します。それで先ほどパソコン、データで保管して判定をするという形になるかと思えます。

以上です。

○中島委員

だからつまりね、起点、終点、ここからここまでの間だよということで、この間は1.8メートルないよということになったら2項道路に該当しませんと、こういうことなんですか。こういう単純な話でいいんですか。

○建築課長

建築基準法の2項道路につきましては、県の指定した道路ということでございまして、愛知県の建築基準条例です。そこで先ほど1.8メートル以上4メートル未満の道路ということで判断しておりまして、調査は先ほど幅員だとか折れ点だとか起点、終点等を調査して、測量も行いましてデータ入力ということですので、質問者がおっしゃる1.8メートル未満の道路は建築基準法の2項道路ではないのかということをおっしゃっておられると思いますけれども、1.8メートル以上4メートル未満の指定されてる道路が2項道路というふうには判断しております。

ただ、もう一つございました。市街地建築物第7条ただし書きの規定により指定した建築線である間の距離が2.7メートル以上4メートル未満のものということも含まれておりますので、先ほど1.8メートル以上4メートル未満の道路ということと今申し上げたものも含まれておりますので、よろしくお願ひします。

○中島委員

全然わからなくなっちゃんだけど、つまり1.8メートル未満は全く論外ということですね、まず一つは。そういうことじゃないの。

○建築課長

2項道路として判定できるものということ

先ほど申しあげました1.8メートル以上4メートル未満ということ、それと道路幅員が1.8メートル以上で現地で市が管理している道路幅員が1.8メートル以上及びその道路に沿って建築物が2戸以上建ち並んでいれば2項道路として判定し得るということでございます。

○中島委員

現況建ってるか建ってないかにもよって違うよということなんです、今、市民が直面しているのは現実建ってて建てかえができないと、こういう問題で、こういう問題がどの程度解決されることになるんだろかということが一番関心事なんです。相談にも窓口にも行ってらっしゃる方があるけど、だめだ、これは2項じゃないとかって、その基準が十分わからないということをおっしゃるんです。なぜこれが該当しないのか、するのか。今度の調査で非常に明確にきちっとこれが出るということですか、この調査で、問題になっているところなんかは現地に行ってはかたりして起点、終点がどうなっているかとかね、問題になっているところは今まででも見られているわけでしょう。それでわからんことが、この調査でわかるようになるとは考えられないんですね。今の話だと。だから測量だけの話であれば、今までもやってる、問題になったところは。何か変わるんですか、期待できるものはないんですか、じゃあ。

○建築課長

あくまでも今回の委託内容は、まだまだ不明道路が調査してない部分がございますので、まずはその調査を行うと。

質問者がおっしゃっている現にもう既にいろいろ以前から御相談がある案件についても、いわゆる幅員だとかそういった道路が、今申しあげた2項道路として判定でき得るものかどうかというのが以前から問題であったし、その判定については課題もあったと思います。

ただ、それがどのように問題解決されるかというのは、あくまでも建築基準法のこれらの判定に基づいてするもので、この調査したからといって

問題解決するものではございません。だから、あくまでもまだ建築確認申請があがってきたり、あるいは電話で相談があった、いわゆる接道だとかそういうものについて、今まで土木台帳、道路台帳だとか過去に例があった資料だとかそういうものに載ってない不明道路について、先ほど400路線と申しあげましたが、それを調査させていただきたいということでございます。

以上です。

○中島委員

今抱えている悩み多き問題については、これですぐ解決の方向に向かうというものではないということですよ。

ただ、そういう道路、それから家が建ってる、建ってないという実態、そういうものをもっと今は声あがってきてないけれども、今にあがってくるかもしれませんね、そういう世代交代の中で。そういうことで、つかんでおこうと、こういうことですね。実態としてはそれはつかんでおかないといけないのでいいんですけども、今後の対応としては、台帳できちっと整備されましたと。住民が言ってきたと。台帳を見て、これだめですという対応ではまた困るわけでね、ほんとに市民が今抱えている問題をどう解決していくのかということと一緒に考えてあげるところだと思っております。その点どうなんですか。その辺はこれはだめというお墨つきをつくるんだということになっちゃ困るんですよ。だめだというお墨つきをつくるだけと。あとは知りませんと。その辺の考えはどうですか。

○建築課長

あくまでもそういった不明道路の状況を把握するために今回調査するもので、ただ、今質問者がおっしゃるように、問い合わせがあつて、真摯にその内容を受けとめて、こういう原因だとか状況を説明して理解していただくというような対応をしていきたいと。

ただ、現実そういったこの調査で2項道路にならなかった道路、ただ、先ほど申しあげた2項道路として判定できるものもございまして。

ただ、境界確定ができないものとかそういったもので、どうしても調査ができないものもございます。所有者の関係もございまして。そういったいろんな状況があらうかと思いますので、やはり説明するというをまずはさせていただいて、相談に乗らせていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○中島委員

建築確認をする場合には、もちろん基準法に従ってやらなきゃいけないということが大前提です。こういうものをきちんと整備しようということ、それは評価するわけですが、対応については、ほんとに悩み多き問題、ほんとにうちが建てかえられないということで困ってみえる、こういうことについては、どういう方法があるのかということ我真摯に受けとめて相談に乗っていただきたい。門前払いということのための2項道路の調査じゃないというふうに私は位置づけをお願いしたいなというふうに、これはお願ひしときます。

それから、今回は緊急雇用ということでこれが載せられてきたわけですが、今後、地域活性化経済危機対策臨時交付金というものが国の方で出されまして、活用事例というものがたくさん国の方からも出ていますよね。そういうことも今後、今回の緊急雇用の研究をしたように、今後の計画の中でやっていってほしいなというふうに思うんですけども、それぞれの部課でこれについてはどのぐらい研究したのかなということをおちよつと聞いておきたい。これからの問題としてですが、すぐやらなきゃいけないというふうに思うんですね。水道施設、下水道いろいろあります。この事例の中では、もちろん今の遊具施設の整備事業、公園の遊具施設の整備事業、こういうものも交付金の対象になっております。住宅リフォーム補助事業、これも対象になっております。事例で出ております。水道施設は更新、耐震化事業、耐震化というのはちよつとやりましたけども、施設の更新というようなこと、それから、公共施設のデジタル化、これは公共施設全体というような事例がたくさん私どもファクスで取り寄せたんですけども、こう

いう事業がさまざまな分野に出ております。当然のことながら、今、課題になっている問題をこれに位置づけて交付金をしっかりとというふうな姿勢はあらうかと思ひますけども、各部でこれをどういうふうに今から研究、検討していくのか、この点についてお聞かせをさせていただいて、私の最後の質問にしたいと思うんです。

○建設部長

緊急雇用ということで3カ年ということで自分の自由の県のお金がいただけるということで、たくさんメニューいただいております。私どもの手元にもございまして、先週の末には緊急雇用の対策本部の会議を開きまして、各部該当する事業があったら提出をということで、各部でいろいろ検討はさせていただいて、私ども今、建設部であります。本会議に段階でも御質問があったんですが、特に河川とか側溝の清掃とかそういった分もできるんじゃないかという御質問をいただいたわけですが、今この先ほど言う他市のメニュー等も勘案しまして、できましたら、まだこれから県のヒアリングとか内容によりましてそれをヒアリングを受けるわけですが、できましたらそういう道路施設、河川施設等の施設の適正な管理ということで、名称は仮称ではございますが、道路河川施設管理保全適正化事業というような名称を使いまして、できましたら道路の清掃点検、河川の管理ですね、そういった部分とあわせまして、できれば交通安全施設のカーブミラーとかガードレールとかこういうものの点検ですか、カーブミラーができれば掃除もいいじゃないかということとか道路標識等の点検、それから、一番冒頭でも委員おっしゃりましたが、道路パトロールというですね、これ今、職員で2週間に一回ずつ回っておるんですが、これらもできましたら公園パトロールと同様に、できましたら道路パトロールというものを人をお雇ひしてできたということで、要は、道路施設にかかわるものについてそういう緊急雇用でメニューとしてお出して認められるような形にならないかということ案としては出させていただくような形を考えて

おります。

以上でございます。

○都市整備部長

今、御質問者あったのは、地域活性化経済危機対策の臨時交付金という中身だと思いますので、そちらについて都市整備部のそちらのメニューいろいろ見させていただいて、当面对象とできそうな事業となりますと、やはり公園事業しかないということで、御質問者からもありましたように、今内部的に検討させていただいておりますのは、遊具の施設整備ということで、これまでリニューアルしておりますが、それを実計にあがっているのを前倒して何とかできないかというようなことで、これが経済危機対策臨時交付でできないかというような検討をしております。

それとあわせて、公園の中の照明施設でございますが、これ、かなり老朽化してる公園もございまして、管理上非常に支障になってる部分もございまして、こちらの照明施設の整備事業ということで、これ安心・安全という分の中でお願いできないかということで、こちらについても今、内部的に検討させていただいております。まだ内部の検討段階ですので、正式に事業として採択されたということではございませんので、前の状況でございます。

○建設部長

申しわけございません。ちょっと訂正をさせていただきます。

私、先ほど申し上げたのは、緊急雇用創出事業ということの先ほどのメニューということで、ちょっと勘違いさせていただきましたので、そういったメニューでは出していきたいというふうで御理解いただきたいと思います。

○上下水道部長

上下水道部としましては、先ほど建設部長も答弁させていただきましたが、緊急雇用の点で会議が行われまして、新たな追加も来るということで、私どもも今は業務を精査しておりまして、新規事業でそういう人件費の割合の条件もございまして、そういうのをクリアできるものが何かメニ

ューないかと今精査しておる段階で、メニューが結果的に出せるかどうかわかりませんが、今、内部で検討しとるという段階でございます。

以上です。

○中島委員

緊急雇用も宿題、ふるさとの方も含めて宿題になって、検討会議をやっているところ。それは本会議の方でもお願いしたところで、ぜひ具体化をしていただきたい。今、建設部長の方からありましたメニューも大変いいじゃないかなというふうには思いましたが、これは各部でしっかりやっていただきたいなど。

ただ、今、直接聞いたのは、地域活性化の方の交付金ということで、公園のものが具体的に言われました。建設の方では、今言いました住宅リフォームの補助事業というものがあがってくるんですね。一般質問でぜひこれは景気対策としても地元業者の仕事ということも含めて、それからたくさん耐震とセットでやった場合も必ずリフォームが加わってきますからね、これもオーケーだよということで耐震の促進といういい効果もあるということで、これは住宅リフォーム補助事業というのも出てきましたので、一つの案としてね。私はこれは前向きにやっていただきたいなというふうに思いますが、その点もお聞かせください。

それから、水道の方は検討中ということで緊急雇用の方の検討中ですね。地域活性化の方はどうですか。

○建設部長

建設部が今まで耐震化というのに対して補助金を出させていただいて耐震化の方に積極的にということで設けておったんですが、本会議の質疑の中にもございましたように、リフォームということもまずはメニューの中に加えられるんじゃないかということでしたが、これは市民部の方と一回連携させていただきながら検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○清水副市長

臨時交付金の関係でございますけども、先ほど

も都市整備部長が御答弁させていただきましたように、今それぞれ内部で今回の交付金に合致するそういった事業の精査中でございます。

これをそれぞれ各部長に問い合わせをしていきますと、数億円を超えてしまうような総事業費になってしまうのかなど。知立市に今現在配分を予定されておりますのが、約1億2,700万円という一つの配分枠が今ございますので、その中で、それぞれ各部から精査されて出てきたものをですね、またこれを精査しなくてはいけない、そういうこととなりますので、本会議でもありましたように、またこの委員会でもいろいろヒントをいただいている部分もございますので、その中身を含めて今精査中だということでございます。

結果的には先ほど申し上げた知立市に配分を予定されているその枠の中では満額対応していきたいと、そんなふう考えているところでございます。

○中島委員

各部から出してもらおうということは当然これまでのまちづくり交付金とかいうのもそういう対応でやっていただいたということを承知しておりますが、今回の新しいものについても、今、懸案となっている事業にかかわるメニューもあるなということを私も見ておまして思ったものですからね、それで各部というふうに言ったわけですが、下水道の方は、もし今検討しているものがあるとすればお答えをいただけますか。水道下水道、そちらの部で。

○水道工務課長

水道工務課の方は、先ほど副市長がおっしゃいました両方の面で提案は一応しております。本来水道は水道法上でいきますとライフラインを死守しなければいけないということで、その台帳を私も今、マッピングシステムは導入してありますが、それについて各戸のデータが入っていないということで測量をしてそういうデータを入れたいという作業を提案しております。先ほどちょっと実施計画にはまだあがってませんので、その辺で今、査定を受けておる最中です。

○下水道課長

下水としましては、そういったところを部の中で協議した中身で、今、下水道台帳ということで既に整備を進めてるところはございますので、その辺は今後内容等をもう少し精査した中で検討していきたいというふうに思っております。

○中島委員

1億2,000万円余の枠がありますからね、あれもこれもということでやっても全部これは採択されるものではないということは当然だと思うんですね。

その中で基準を考えていく一つの物差しというもの、従来やってた延長線上のものをお金使ってやっちゃおうかというこういうものは私はほんとはふさわしくない。やはり新しく取り組んでいくというね、こういう事業ならやってみようじゃないかというようなものを私はやっていただきたいなど。思いつかなければ従来のものへお金もらおうかということでもいいと思うんですが、その辺のスタンスですね、住宅リフォームのことを私はぜひ提案したいと思えますけれども、どのぐらいの方がたくさん手を挙げてくださるかそれはわからないんですけど、例えば耐震とセットでやってくださいと。そうすれば両方の効果が上がるということで、それにも耐震のための補助のプラスワンになるような位置づけ、これもいいんじゃないかと。耐震化率を90%に上げようといってるわけですからね、とてもおぼつかないこの数字をどう引き上げるかというところでは、新たでもあり非常に壁を突破するためのいい効果があるんじゃないかというように思う。

そういうことで、この交付金の位置づけというものから従来の継続型のところのお金じゃなくて、政策的に非常に効果を生み出すような、そこに軸足を置いてやっていくべきじゃないかと。この点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○清水副市長

今、御質問者おっしゃるとおりかなというふうに思ってます。また最近のいろいろな環境問題、

CO<sub>2</sub>削減の問題でありますとか、そういった今の時代に求められているそういったものも積極的に検討、俎上にのせて十分検討していきたいというふうに思っています。

また、今回の国の方のいろんな景気対策における補正予算の絡み、また、本会議でありましたスクールニューディール、そういった事業費もまいることになっておりますので、そういったものも先ほど申し上げましたように、積極的に活用して対応していきたいというふうに思っております。

○池田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田委員長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第37号について挙手により採決します。

議案第37号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田委員長

挙手全員です。したがって、議案第37号 平成21年度知立市一般会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に一任願いたいと思いますが、御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池田委員長

異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、建設水道委員会を閉会します。

午前11時52分開会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会建設水道委員会

委員長